

千葉県警察飲料用自動販売機設置事業者の募集について  
下記のとおり設置希望者を募集します。  
令和7年11月27日

千葉県知事 熊谷 俊人

記

- 1 募集する飲料用自動販売機の設置場所、種別、最低納付金額等  
別表1 「公募物件一覧表」及び別表2 「設置施設一覧表」のとおり。

2 設置期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日の1年間とする。ただし、行政財産の用途又は目的を妨げないと認められる場合には、令和9年4月1日から最長4年を限度に使用許可を更新することができるものとする。

3 応募期間

令和7年12月16日（火）から令和7年12月18日（木）までの午前9時から午後4時までの間とする。

4 応募方法

飲料用自動販売機の設置を希望する者は、別添「千葉県警察飲料用自動販売機設置事業者募集要項」（以下「募集要項」という。）を熟読の上、上記応募期間内に、必要事項を記載した書面（募集要項7 提出書類）を、下記提出先に直接持参すること。（郵送等での申込みは受け付けない。）

5 応募に必要な資格要件

「募集要項」の「4 応募に必要な資格要件」に記載のとおり。

6 設置事業者選定方法

募集要項の内容を満たし、最低納付金額以上の金額でかつ最高金額の申込者を設置事業者とする。選定結果については、落札者に電話連絡するとともに、千葉県警察ホームページにおいて設置事業者名、提案金額を公表する。

7 設置事業者決定日

令和7年12月19日（金）

8 設置事業者決定の通知方法

令和7年12月25日（木）までに電話連絡する。

9 提出先及び問合せ先

住所 千葉市中央区長洲一丁目9番1号

千葉県警察本部総務部会計課管財係

電話 043-201-0110（内線2279）

別表1

公募物件一覧表

物件番号	個別番号	設置施設名	設置予定階層	自動販売機の種類	幅(m)	奥行(m)	高さ(m)	年間売上見込本数(本)	最低納付金額(円)	最低納付金額合計(円)	選定に伴う条件又は特約 ※2
1(8)	1	機動装備センター	屋外	ピン・缶・ペット	1.800m	1.000m	2.000m	1,456	27,000	197,000	建て替えに伴う階層変更の可能性あり 電子マネーが使用できること
	2	高洲独身寮	1階	ピン・缶・ペット	1.180m	0.740m	1.880m	1,062	20,000		
	3	高洲独身寮	2階	ピン・缶・ペット	0.890m	0.650m	1.880m	1228	23,000		
	4	交通合同庁舎	1階	ピン・缶・ペット	1.200m	1.000m	2.000m	3189	60,000		電子マネーが使用できること
	5	千葉西警察署庁舎	4階	ピン・缶・ペット	1.200m	1.000m	2.000m	3577	67,000		
2(8)	6	印西警察署庁舎	1階	ピン・缶・ペット	1.000m	1.000m	1.850m	17936	197,000	665,000	電子マネーが使用できること
	7	成田第二独身寮	1階	缶・ペット	1.200m	1.000m	2.000m	9722	183,000		電子マネーが使用できること
	8	松戸警察署庁舎	1階	ピン・缶・ペット	1.200m	1.000m	2.000m	15152	285,000		
3(8)	9	印西警察署庁舎	1階	ピン・缶・ペット	1.000m	1.000m	1.850m	17936	197,000	448,000	電子マネーが使用できること
	10	成田空港警察署庁舎	1階	ピン・缶・ペット	1.200m	1.000m	2.000m	8502	93,000		
	11	成田警察署庁舎	1階	缶・ペット	1.000m	1.000m	2.000m	14413	158,000		

別表2

設置施設一覧表

施設名称	所在地	連絡先
機動装備センター	千葉市中央区松ヶ丘町20	総務部装備課庶務係 043-201-0110
高洲独身寮	右記連絡先にお問い合わせください。	警務部厚生課庶務係 043-201-0110
交通合同庁舎	右記連絡先にお問い合わせください。	交通部交通機動隊庶務係 043-201-0110
千葉西警察署庁舎	千葉市美浜区真砂2丁目1-1	千葉西警察署会計課 043-277-0110
印西警察署庁舎	印西市大森2514-13	印西警察署会計課 0476-42-0110
成田空港警察署庁舎	成田市古込字込前133番地	成田空港警察署会計課 0476-32-0110
成田警察署庁舎	成田市加良部3丁目5	成田警察署会計課 0476-27-0110
成田第二独身寮	右記連絡先にお問い合わせください。	
松戸警察署庁舎	松戸市松戸558-2	松戸警察署会計課 047-369-0110

## 千葉県警察飲料用自動販売機設置事業者募集要項

千葉県警察では、下記の場所に設置する飲料用自動販売機（以下「自販機」という。）の設置事業者を募集しますので、募集に参加される方は、この募集要項をよく読み、次の事項を御承知の上、お申込みください。

### 1 公募施設、公募物件及び販売品の条件

別表1「公募物件一覧表」及び別表2「設置施設一覧表」のとおり。

※ 自販機の機種によっては、商品の補充やメンテナンスのための扉の開閉等に支障がある場所もありますので、応募前に必ず設置場所の確認を行ってください（場所によりサイズが異なりますので注意してください。）。

### 2 県へ納入する行政財産使用料及び納付金

(1) 設置事業者は、行政財産使用料として、使用料及び手数料条例に定める金額（例・屋内に設置する自販機1台につき、年額8,800円）を納入するとともに、納付金提案書に記載された金額に消費税及び地方消費税に係る課税事業者又は免税事業者を問わず「消費税額及び地方消費税額」に相当する額を加算した納付金を納入してください。ただし、令和8年度以降に契約を更新する際に、消費税額及び地方消費税額等に変更があった場合は、行政財産使用料及び納付金額が変更されることがあります。

(2) 前記(1)は千葉県知事又は各警察署長が発行する納入通知書で、指定した期限までに全額を納入してください。

### 3 使用許可期間

(1) 使用許可の期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとします。

ただし、行政財産の用途又は目的を妨げないと認められる場合には、令和9年4月1日から最長4年を限度に使用許可を更新することができるものとします。

なお、法令や条例の改正等に伴い変更が必要となる事項が生じたと千葉県知事又は各警察署長が判断する場合は、当初設定した公募条件を変更することができます。また、宿舎等の施設では、建物の老朽化及び居住者数の著しい減少に伴い変更する場合もあります。

(2) 使用許可を継続することが適当でないと認めるときは、許可を取り消すことがあります。

### 4 応募に必要な資格要件

次の全ての要件を満たす、法人又は個人に限り応募することができます。

(1) 次のアからエまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167号の4第1項第1号の規定に該当する者

イ 破産者で復権を得ない者

ウ 応募の日から決定の日までの間に、物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づく入札参加資格の停止を受けている者

エ 応募の日から決定の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準（昭和57年12月1日制定）に基づく指名停止を受けている者

(2) 次のアからカまでのいずれにも該当しない者又は、次のいずれかに該当する者であっても、その事実があった後3年を経過した者であること。

ア 千葉県との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ 千葉県が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

- ウ 落札者が千葉県と契約を締結すること又は千葉県との契約者が契約を履行することを妨げた者
  - エ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 2 第 1 項の規定により千葉県が実施する監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた者
  - オ 正当な理由なくして千葉県との契約を履行しなかった者
  - カ 前各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後 3 年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人、その他の使用人として使用した者
- (3) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、許認可等の免許を有していること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号から第 4 号まで又は第 6 号の規定に該当しない者であること。
- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条第 1 項に規定する観察処分を受けた団体に該当しない者であること。
- (6) 千葉県税、消費税及び地方消費税を完納していること。
- (7) 千葉県内に、法人の場合は本店又は支店・営業所があること、個人の場合は事業を営んでいること。
- (8) 選定に伴う条件が地域要件になっている物件は、次の地域要件に該当すること。  
公募施設の所在する市町村又はそれに隣接する市町村（千葉県内に所在する市町村に限る。）内において、法人の場合は本店があること、個人の場合は事業を営んでいること。

## 5 設置条件

- (1) 自販機本体
    - ア 酒類及びその類似品を除くこと。
    - イ デザインは、公序良俗に反しないものとし、著しく華美なもの等でないこと。
    - ウ 省エネタイプ、ノンフロン対応等の環境負荷を低減した機種であること。
    - エ 別表 1 に定めたサイズ以下（転倒防止板を含む。）及び条件に該当する機種であること。
    - オ タイマーによる電気調整等、閉店日及び開店日の勤務時間外については、自販機の照明を消灯することができる機能であること。
    - カ 自販機の設置にあたり新たに許認可等を必要とする場合の販売は、当該許認可後とすること。
  - (2) 転倒防止対策  
自販機は、転倒防止板を使用するなど、転倒防止対策を施すこと。
  - (3) 空き容器回収ボックス  
自販機の設置場所ごとに、1 個以上の空き容器回収ボックスを設置し、設置事業者の責任において適切に管理し、投入された容器等は、全て回収・処分すること。
  - (4) 稼働制限  
許可者が、節電対策等により稼働制限を行う必要があると判断した場合は、その指示に従うこと。
  - (5) その他  
設置場所の事前確認をする場合は、別表 2 に記載する設置施設連絡先に事前連絡をした上で確認すること。（事前連絡及び設置場所確認は、土曜日、日曜日及び休日を除く午前 9 時から午後 4 時までの間とする。）ただし、施設の状況により確認できない場合もあります。
- 6 質問書及び回答  
募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。
- (1) 受付期間 令和 7 年 1 月 27 日（木）から令和 7 年 2 月 8 日（月）までの午前 9 時から午後 4 時までとする。（土曜日、日曜日及び休日を除く。）

(2) 受付方法 質問書（別記様式第5号）に記入のうえ、FAXで提出すること。（質問書が届いたか確認をすること。）

千葉県警察本部総務部会計課管財係

FAX 043-224-6850

(3) 質問者への回答 質問者に対し、FAXにて個別に回答します。また、すべての質問事項及び回答をまとめ、令和7年12月11日（木）までに県警ホームページに掲載します。

## 7 提出書類

応募に当たっては、以下の書類（正本1部）を提出してください。

なお、許可者が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

(1) 応募申込書（別記様式第1号）

(2) 納付金提案書（別記様式第2号）

納付金提案書のみを無地封筒（長型3号）に入れ、糊付けをして裏面の上中下3か所に割印し、表面に、氏名（法人は、商号又は名称）、物件番号を記載してください。

(3) 販売品目一覧表（別記様式第3号）

各自販機ごとに提出してください。

(4) 誓約書（別記様式第4号（その1）及び（その2））

(5) 設置する自販機のカタログ（寸法、消費電力等が確認できるもの）

各自販機ごとに提出してください。

(6) 定款、寄付行為、規約又はこれらに類する書類（法人のみ）

(7) 4 応募に必要な資格要件（3）に係る許認可書等の写し

(8) 千葉県税（千葉県県税条例施行規則第四十号様式（その2）の未納税額がない証明）、消費税及び地方消費税（納税証明書（その3）の未納税額がない証明）の各納税証明書

(9) 印鑑証明書

(10) 注意事項

納税証明書及び印鑑証明書は、提出日において発行の日から3か月以内の原本を提出してください。

## 8 応募申込書等提出先及び提出期間

(1) 提出先 千葉県警察本部総務部会計課管財係

千葉市中央区長洲一丁目9番1号

(2) 提出期間 令和7年12月16日（火）から令和7年12月18日（木）までの午前9時から午後4時までとします。

## 9 無効又は失格

以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがあります。

(1) 応募申込書等の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき。

(2) 応募申込書等に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

（記載すべき事項に鉛筆等の消せる筆記用具で記載した場合は、記載されていないものとみなします。）

(3) 応募申込書等に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。

(4) 応募申込書等に虚偽の内容が記載されているもの。

(5) その他、審査を行うに当たって不適当と認められるもの。

## 10 応募に要する経費

応募に要する一切の経費等については、応募者の負担とします。

## 11 決定方法

提出された書類をもとに資格要件を満たすと認められた者が提出した納付金提案書の提案納

付金額が、千葉県警察本部が設定した最低納付金額以上で、最高金額の者を設置事業者に決定します。

最高金額となる提案納付金額での申し込みが2者以上ある場合は、当該応募者の立会いのもと、くじ引きにより決定します。（電話で、くじ引きの実施日時を連絡します。）

決定は、令和7年12月25日（木）の予定です。

## 12 設置事業者の公表

設置事業者を決定したときは、応募者に通知するとともに、千葉県警察ホームページに設置事業者名及び提案金額を掲載します。また、設置事業者以外の応募者名及び提案納付金額についても公表する場合があります。

## 13 行政財産使用許可の手続き

（1）設置事業者に決定された者は、令和8年2月6日（金）までに、行政財産使用許可申請書を提出してください。

なお、使用許可の更新を認められた場合には、毎年度、更新手続をしてください。

### （2）添付書類

ア 設置場所の図面

イ 設置する自販機のカタログ（寸法、消費電力等が確認できるもの）

ウ 定款、寄付行為、規約又はこれらに類する書類（法人のみ）

エ 誓約書

（3）使用許可の手続に要する一切の費用については、設置事業者の負担とします。

## 14 契約の締結及び契約保証金

設置事業者は、飲料用自動販売機設置管理契約書により契約を締結しますので、内容をよくご確認の上、応募してください。

なお、設置の更新を認められた場合は、毎年度、契約手続きをしていただきます。また、本契約に伴う契約保証金として、納付金の10パーセント以上の金額を千葉県知事が発行する納入通知書で指定した期限までに納入していただきます。

## 15 設置事業者の決定取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消します。

（1）正当な理由なくして、指定する期日までに行政財産使用許可手続を行わなかったとき。

（2）設置事業者が応募者としての資格を失ったとき。

（3）その他設置事業者が本件使用許可の相手方として不適当と認められるとき。

## 16 設置費用等

（1）自販機の設置、撤去及び移転等に要する一切の費用については、設置事業者の負担で行うこと。

（2）自販機設置に係る電気（水道）料金については設置事業者の負担とし、千葉県知事又は各警察署長が発行する納入通知書により、指定された期限までに納めること。

（3）設置事業者の責任において光熱水費に関する子メータを設置し、適正に管理すること。

なお、電気（水道）料金については子メータから、以下の算定方法により算定します。

$$\text{使用許可財産の月額電気(水道)料金} = \frac{\text{子メータに直結する親メータにより計算される月額電気(水道)料金}}{\text{当該親メータの表示する月間消費電力(水)量}} \times \frac{\text{当該子メータの表示する月間消費電力(水)量}}{\text{当該親メータの表示する月間消費電力(水)量}}$$

17 使用上の制限

- (1) 許可用途以外に使用しないこと。
- (2) 自販機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。

18 販売品の条件

- (1) 販売品の種類  
多品種、多品目により構成するよう努めること。

- (2) 販売価格  
すべて標準小売価格より20円以上引いた販売価格とすること。

19 維持管理

- (1) 販売品の補充、賞味期限、金銭管理など自販機等の維持管理は、設置事業者の責任において適切に行うこと。
- (2) 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守するとともに徹底を図り、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は、遅延なく手続等を行うこと。
- (3) 自販機の故障、苦情等については、設置事業者の責任において対応するものとし、自販機に連絡先を明記すること。

20 原状回復

設置事業者は、行政財産の使用許可期間が満了又は許可が取り消された場合は、速やかに自己の責任において原状に回復して、許可者に返還すること。ただし、許可者が、必要がないと認めた場合は、この限りでない。

問い合わせ先

千葉県警察本部総務部会計課管財係

TEL 043-201-0110

内線 2279

FAX 043-224-6850

別記様式第1号

応募申込書

令和 年 月 日

千葉県知事 熊谷 俊人 様

住所又は所在地 〒

氏名又は商号名称

及び代表者名

印

(担当者)

所属部署

氏名

電話

千葉県警察飲料用自動販売機設置事業者募集において、募集要項の各条項を承知の上、次のとおり申し込みます。

1 応募物件

設置を希望する場所の物件番号を、別表1「公募物件一覧表」を参照の上、記載してください。

	申込1							
物件番号								

※ 複数応募も可能です。（表が足りない場合は適宜付け足してください。）

※ 別表1の「選定に伴う条件または特約」欄に、「地域要件」と記載されている物件は、公募施設の所在する市町村又はそれに隣接する市町村（千葉県内に所在する市町村に限る。）内において、法人の場合は本店があること、個人の場合は事業を営んでいること。

2 県内事業所等の所在地及び氏名又は商号名称

（地域要件の該当者は、指定する市町村内の所在地を記載してください。）

所在地

氏名又は

商号名称

3 添付書類

- (1) 販売品目一覧表（別記様式第3号）
- (2) 設置する自動販売機のカタログ（設置条件のわかるもの）
- (3) 定款、寄付行為、規約又はこれらに類する書類（法人のみ）
- (4) 許認可書等の写し（該当する場合のみ）
- (5) 千葉県税（規則第四十号様式（その2））、消費税及び地方消費税（その3）の各納税証明書
- (6) 印鑑証明書
- (7) 誓約書（別記様式第4号（その1）及び（その2））

※（1）及び（2）については、各自販機ごとに提出してください。

4 その他

応募者が使用する印鑑は、印鑑証明書に登録された印鑑としてください。

## 納付金提案書

令和 年 月 日

千葉県知事 熊谷 俊人 様

千葉県警察飲料用自動販売機設置事業者募集において、下記金額に当該金額の「消費税額及び地方消費税額」に相当する額を加算した金額をもって当該箇所の設置事業者として使用許可を希望します。

住所又は所在地

氏名又は商号名称

及び代表者名

印

物件番号 (必ず記載してください)	提案納付金額									
	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円	

- 提案納付金額は、千葉県警察本部が設定する最低納付金額以上を記入してください。
- 提案納付金額は、物件番号あたりの年額とし、設置事業者の決定に当たっては、納付金提案書に記載された金額に当該金額の「消費税額及び地方消費税額」に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって決定とするので、応募者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった提案納付金額から「消費税額及び地方消費税額」を差し引いた金額を記載してください。
- 金額は算用数字を用い、頭に円の記号を記入してください。
- 物件ごとに、この納付金提案書を無地封筒（長型3号）に入れ、糊付けをして裏面の上中下3ヶ所に割印し、表面に氏名（法人は、商号又は名称）、物件番号を記載してください。
- 応募者が使用する印鑑は、印鑑証明書に登録された印鑑としてください。
- 記載事項についてはボールペンで記載してください。（鉛筆等の消せる筆記用具で記載した場合は無効又は失格となります。）

## 販売品目一覧表

- 1 応募者が販売を予定している商品のメーカー名、商品名、規格（内容量）、容器の種類、標準小売価格（税込額）、販売価格（税込額）を記載してください。
  - 2 容器の種類欄は、缶・ビン・ペットボトル・パック・カップ・チルドカップのいずれかを記載してください。
  - 3 表が足りない場合は適宜追加してください。
  - 4 複数の物件に応募する場合は、適宜複写して使用してください。

## 誓 約 書

令和 年 月 日

千葉県知事 熊谷 俊人 様

住所又は所在地

氏名又は商号名称  
及び代表者名

千葉県警察飲料用自動販売機設置事業者募集に応募するに当たり、下記の事項について  
真実に相違ありません。

### 記

- 1 千葉県警察飲料用自動販売機設置事業者募集要項「4 応募に必要な資格要件」の要件を満たしています。
- 2 提出した応募申込書に虚偽又は不正はありません。
- 3 応募者名及び提案納付金額を公表することに同意します。また、設置事業者に決定した場合、千葉県警察ホームページに設置事業者名及び提案納付金額を掲載することに同意します。

## 誓 約 書

私は、千葉県が千葉県暴力団排除条例（平成23年条例第4号）に基づき、暴力団を利用することとならないよう、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を県の事務等から排除していることを承知したうえで、下記の者に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は申し立てません。

また、公有財産の使用許可において、下記の者に該当しないことを確認するため、千葉県からの調査に協力し、千葉県警察本部に照会することについて承諾します。

### 記

- 1 当該対象物件を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者
- 2 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下「役員等」という。）が暴力団員である者
- 3 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
- 5 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者
- 6 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 7 前各号のいずれかに該当する者の依頼を受けて 使用許可の申請を行う者

年　　月　　日

千葉県知事　熊谷　俊人　様

住　　所  
(ふりがな)  
氏名又は商号名称  
(ふりがな)  
及 び 代 表 者 名

## 質問書

令和 年 月 日

千葉県知事 熊谷 俊人 様

住所又は所在地 〒

氏名又は商号名称

及び代表者名

(担当者)

所属部署

氏名

電話

FAX

### 質問箇所

(記入例: 募集要項 P 番号 の〇〇〇〇について)

### 質問内容

※ 1 送信した旨、電話で連絡してください。

※ 2 内容確認のため、担当者に連絡する場合があります。

第五号様式（第二十一条）

行政財産使用許可申請書

令和 年 月 日

千葉県警察本部長様

住 所

申請者 氏 名  
電話番号

次のとおり行政財産の使用の許可を受けたいので申請します。

1 使用の許可を受けようとする行政財産

- (1) 所在地
- (2) 区分
- (3) 種目・構造
- (4) 数量

2 使用の目的

自動販売機の設置・販売

3 使用期間 令和8年 4月 1日から

令和9年 3月31日まで

## 飲料用自動販売機設置管理契約書

千葉県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、別表に定める施設において、乙が行政財産使用許可を受けて設置する飲料用自動販売機（以下「自販機」という。）の設置管理に関し、次のとおり契約を締結する。

### （設置場所及び台数）

第1条 乙は、別表に定める場所に自販機を設置し、管理するものとする。設置する自販機は、千葉県警察飲料用自動販売機設置事業者募集要項（以下「要項」という。）5（1）に規定するものとする。

### （契約期間）

第2条 本契約の期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

### （納付金）

第3条 納付金の額は、  
額 円（うち消費税及び地方消費税  
円）とする。

### （納付金の納入方法等）

第4条 乙は、甲が発行する納入通知書により、指定された期日までに一括して前条に規定する納付金を納入するものとする。

2 甲は、第15条又は第16条第1項若しくは第2項の規定により本契約を解除した場合は、既納の納付金を乙に返還しないものとする。ただし、第16条第1項第1号又は同条第2項第1号に該当する場合であって、甲が、公用又は公共用に供するため、行政財産使用許可を取り消した場合は、この限りでない。

### （契約保証金）

第5条 乙は、契約保証金として 円をこの契約締結と同時に納入するものとする。ただし、本契約が前年度からの更新契約に該当する場合であって、甲が更新前の契約に基づく契約保証金を本契約の契約保証金として充当するときは、この限りではない。

2 甲は、本契約期間満了後、前項の契約保証金を、乙に返還する。ただし、返還する契約保証金には利子を付さないものとする。

3 前項の規定にかかわらず、本契約を次年度においても更新する場合、甲は、第1項の契約保証金を次年度の更新契約における契約保証金として充当するため、乙に返還しないことができる。

4 第1項の契約保証金は、第18条に定める違約金の予定又は一部と解釈しないものとする。

### （契約保証金の処分）

第6条 第15条又は第16条第1項若しくは第2項の規定により本契約が解除さ

れたときは、契約保証金は、甲に帰属するものとする。ただし、第16条第1項第1号又は同条第2項第1号に該当する場合であって、甲が、公用又は公共用に供するため、行政財産使用許可を取り消した場合は、この限りでない。

(設置費用等)

第7条 自販機の設置、交換、移動、撤去、安全対策及び保健所等への届出等の費用は、全て乙の負担とする。

2 自販機設置に係る電気（水道）料金は乙の負担とする。

(設置費用等の納入方法)

第8条 乙は、甲が発行する納入通知書により、指定された期日までに自販機設置に係る電気（水道）料金を納入するものとする。

(遅延利息)

第9条 乙は、第3条及び第7条の規定による納付金等を納期限までに納入しないときは、納期限の翌日から納入した日までの日数に応じ、当該金額に、この契約の締結日における千葉県財務規則（昭和39年千葉県規則第13号の2）第120条第1項に規定する違約金の率（年当たりの率は、閏（じゆん）年の日を含む期間についても、365日当たりの率とする。）を乗じて計算した額を、遅延利息（当該金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）として、甲の発行する納入通知書により一括して納入しなければならない。ただし、遅延利息の金額が100円未満であるときは、これを切り捨てるものとする。

(維持管理)

第10条 販売品の補充、賞味期限、金銭管理など自販機等の維持管理は、乙の責任において適切に行うものとする。

2 乙は、衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守するとともに徹底を図り、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続を行うものとする。

3 自販機の故障、苦情等については、乙の責任において対応するものとし、自販機に連絡先を明記するものとする。

(協力関係)

第11条 甲は、自販機の保守管理に協力するとともに、正常に稼動しない場合は直ちに乙に連絡する。乙は、甲より連絡を受けた場合、速やかに対処するものとする。

(販売品)

第12条 販売品は、要項18（1）の種類とし缶、瓶、ペットボトル、紙パックなどの密閉式の容器に入った清涼飲料水や牛乳など多品種、多品目により構成するよう努めるものとする。

2 販売品構成について、乙は甲の承認を受けなければならない。

(販売価格)

第13条 販売価格について、乙は応募申込書に添付した販売品目一覧表記載の額とすることとし、変更する場合は、乙は甲の承認を得なければならない。

(賠償責任)

第14条 乙は、自販機の倒壊、盗難事故、販売した飲料による食中毒及びその構造上の欠陥等により、甲及び第三者に損害を与えた場合は乙の責任において一切解決するものとする。

(催告による解除)

第15条 乙が第3条及び第7条の規定による納付金等の納入義務を履行せず、甲の催告にもかかわらず納期限を3ヶ月以上経過してもなお履行しないときは、甲は本契約を解除することができる。

2 前項に定めるほか、乙が本契約に定める義務を履行しない場合において、甲が相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、甲は本契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(催告によらない解除)

第16条 次の各号のいずれかに該当するときは、甲は、乙に対する催告をしないで、本契約を解除することができる。

- (1) 行政財産使用許可の全部を取り消されたとき。
- (2) 債務の全部の履行が不能であるとき。
- (3) 乙が債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 債務の一部の履行が不能である場合又は乙が債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみで本契約の目的を達成できないとき。
- (5) 本契約の期間内に債務の全部の履行をする見込みがないとき。
- (6) 本契約の期間内に債務の一部しか履行をする見込みがなく、かつ、一部の債務の履行では契約の目的を達することができないとき。
- (7) 乙の行為に詐欺その他不正の行為があったとき。
- (8) 乙が甲に重大な損害を与えたとき。
- (9) 乙に社会的に著しく信用を欠く行為があったと認められたとき。
- (10) 乙から本契約の解除の申し入れがあったとき。
- (11) 使用を許可された者又はその役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止などに関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
- (12) 使用を許可された者又はその役員等が自己、自社若しくは第三者の不在の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

(13) 使用を許可された者又はその役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的にあるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

(14) 使用を許可された者又はその役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

(15) 使用を許可された者又はその役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、甲は乙に対する催告をしないで、本契約の一部を解除することができる。

(1) 行政財産使用許可の一部を取り消されたとき。

(2) 債務の一部の履行が不能であるとき。

(3) 乙が債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(4) 本契約の期限内に債務の一部しか履行をする見込みがないとき。

3 前条又は前各項の規定により契約が解除された場合、乙はこれによって生じる損失の補償を甲に請求することはできないものとする。

(甲の責めに帰すべき事由による場合)

第17条 債務の不履行が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(契約解除による違約金)

第18条 乙は、第15条又は第16条第1項若しくは第2項の規定により本契約を解除されたときは、第3条の規定による納付金の100分の10に相当する額を違約金として甲に支払うものとする。ただし、本契約の解除が契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(違約金の納入方法)

第19条 乙は、甲が発行する納入通知書により、指定された期日までに前条に規定する違約金を納入するものとする。

(必要な報告)

第20条 乙は、各自販機に関し、毎月の売上本数、売上金額を翌月の15日までに甲に対し、書面で報告するものとする。

(原状回復)

第21条 乙は、契約期間が満了又は契約が解除された場合は、速やかに自己の責任において原状に回復して、甲に返還するものとする。ただし、甲が、必要がないと認めた場合は、この限りでない。

(協議事項)

第22条 本契約書に定めのない事項については、必要に応じ甲・乙が協議して、こ

れを決定するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 千葉県千葉市中央区市場町1番1号  
千葉県  
千葉県知事 熊谷 俊人 印

乙

印

## 誓 約 書

私は、千葉県が千葉県暴力団排除条例（平成23年条例第4号）に基づき、暴力団を利すこととならないよう、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を県の事務等から排除していることを承知したうえで、下記の者に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は申し立てません。

また、公有財産の使用許可において、下記の者に該当しないことを確認するため、千葉県からの調査に協力し、千葉県警察本部に照会することについて承諾します。

### 記

- 1 当該対象物件を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者
- 2 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下「役員等」という。）が暴力団員である者
- 3 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
- 5 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者
- 6 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 7 前各号のいずれかに該当する者の依頼を受けて 使用許可の申請を行う者

年　　月　　日

千葉県警察本部長　　様

住　　所  
(ふりがな)  
氏名又は商号名称  
(ふりがな)  
及び代表者名